

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建設課長補佐	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
---------	---------	-----	---------

4 議事日程

日程第1	議第50号	平成23年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
日程第2	議第51号	平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第3	議第52号	平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4	議第53号	平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議第54号	平成23年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議第55号	平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議第56号	平成23年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、12番 小林敏美君、13番 衣斐弘修君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議第50号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

議長（広瀬文典君） 日程第1、議第50号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 9ページの歳出、総務費、総務管理費、目として11、財政調整基金費のことで尋ねるわけでございます。この中で説明という欄の中で、三つの基金が上がっております。1番は、これは結構ですが、2番の福祉基金、それと3番の庁舎建設基金、これまでの年度ごとの、私がちょうどいなかったときですので、この5年間の積立額の経緯を尋ねたいと思います。それと、今年度予算で定めてあった額は幾らだったのか、一応確認したいと思います。それと、毎年度幾らずつというか、幾ら予算化というか、積み立てることになっているか、この二つの基金について尋ねます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 6番議員の福祉基金、それから庁舎建設基金の積み立てについてでございますが、5年間の積み立てについての経緯でございますが、今私の方は資料を持ち合わせておりませんので、早々に確認をさせていただきまして、御回答をさせていただきたいと存じます。

それと今年度の予算につきましては、福祉基金につきましては、既決額のとおり11万4,000円でございますが、福祉基金についてはこれは利息分でございます。また、庁舎建設基金につきましても既決額につきましては35万2,000円でございますが、こちら利息分でございます。あえて基金を積むということについては予算化はしてありません。こちら福祉基金、庁舎建設基金につきましても、毎年度、今後幾ら積んでいかれるという御質問でございますが、こちらにつきましても、やはり今後、福祉基金、庁舎建設基金につきましても、特に福祉基金につきましては、昨日もいろいろ議論していただきましたが、幼保一元化の問題もでございます。

それから庁舎建設基金につきましては、やはり庁舎の耐震、あるいは建てかえ等の問題もあるわけでございますが、そちらの積み立てにつきましては、予算の許す範囲内で積める状態であるということであれば、一昨日の一般質問でも回答させていただきましたが、地方財政法の規定によりまして、積み立てを行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 再質問します。今5年間のが出ておりませんので、それ自体ちょっとびっくりしたわけですけど、本来は一般質問したかったんですけど、あまりにもあれですのでやめたわけですが、今、総務課長が言われたのが、簡単に一言で言えば予算を組んでいなかったということ。その次に第2点目、年間の剰余金を回したということにはなりませんか。

一つ尋ねますけれども、これ基金の条例があるわけですね。財政調整基金条例、減債基金条例、庁舎建設基金条例、ふれあい交流基金条例、あと学校建築基金条例とかですね。その中で福祉基金条例、各条例があるわけですけども、これは私が言うよりも一番の専門分野の方でありますけれども、財政調整基金についてはよろしいですね、100万円以上とするとなっていますね。減債基金についても、町長が認める範囲内の基金に編入することができるとなっていますね。ただ、庁舎建設基金条例と福祉基金条例は、毎年度予算で定める額を積み立てるものとするとなっておりますが、これについて御答弁いただきたい。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 6番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの予算に定める額を積み立てるといふ条例の中にあるんですけども、剰余金等発生した場合、当該年度のいわゆる予算審議を賜る議会に上程して、これを積み立てるといふ考え方、そういう方法ですので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 6番 富田議員の質疑に対しまして2回なっております。会議規則第47条のただし書きの規定によって、特に発言を許可いたします。ただし、簡潔に質疑をしてください。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 何かわかったような、わからないようなことなんですけど、条例に規定してある規定はじゃあどうなるわけだと思っんです。例えば垂井町学校建築基金条例を見ると、これ書いてあるわけですね。三つ書いてありますけれども、その簡単な三つ目のところに一般会計の剰余金の1割以内の額にするという、剰余金についてもきちっと学校建築についても書

いてあるわけで、今のような御答弁は理解できないんですけれども。それは予算化してあったのかなかったのかということ、これ条例には各年度の予算化したものを、ですからそういう判断すればですけれども。考えによったら剰余金を回している、いやその年度によってどうのこうのということは、やはり剰余金発生を、剰余金規定というのはこれはどうなるわけでしょうか。剰余金の1割までは認めるという学校建築にも剰余金どんどん回していいわけじゃない、要するに剰余金が幾ら出ても、その剰余金をそんな行政の簡単な判断でしてはいけないということで学校建築基金についても剰余金の1割までと書いてあるわけで、やはり剰余金は剰余金、要するに法律というものはがんじがらめになっていると思うんですね。だから、ここにやはり規定になっていることについて、再度答弁求めます。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 6番議員の再々質問にお答えをいたしますが、年度決算において剰余金が発生してきます。その剰余金が発生した場合において、その額をもってそれぞれの特目基金、あるいは財調、あるいは減債に積み立てていくというようなことでございますけれども、予算に計上せずしてこれを積み立てることは当然できないわけなんです。これは当然のことだと思いますけれども、地方財政法に第7条に剰余金の規定がございます。剰余金が発生した折におけるその取り扱い、基金への積み立て等の取り扱い、これを定めているわけでございます。それに基づいて、各町の条例に基づいて、各特目基金等にこれを積み立てていくというようなストーリーなんですけれども、あるから積み立てられるというもので、ない場合は積み立てることがかないません。従いまして、当初予算時にその剰余金の予想額、これをつかめられない場合においては、その年度中においてその額が確定したときに、予算計上をもって積み立てていくというような形になっていくものだと思っております。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

5番（藤埴理君） 当該委員会ではないので、お尋ねをいたします。

ページ12のクリーンセンター費の中の燃料費、こちらの当初予定額というか、当初予定をしておられた燃料単価、それからその推移について御説明を願いたい。

なぜかという50%近く今回の補正で上がっておりますので、こんな急激な単価の値上がりがあったのかどうかの確認のためをお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 5番議員の款4のクリーンセンター費の中の需用費で、燃料費の251万2,000円の追加補正についてのお尋ねについてお答えしたいと思います。

この燃料費につきましては、クリーンセンターで使用しております助燃用、再燃用燃料の灯油代でございます。当初予算の折には灯油単価80円ということで計上しておりましたが、近年の物価高、現価格では96円60銭と今現在こういった金額になっておるわけでございます。そういった単価の上昇による増額分と、あとクリーンセンターにおきますごみ焼却において、やはり完全に燃焼し、灰にそういった燃え切らないものが残らないようにということで、少々その分で灯油の使用量が今年度はふえたということで、これを合わせましてこれだけの金額になったということで御理解をいただきたいと思えます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） お尋ねいたします。

給与費明細書の関係でございますが、17ページ、一応今回補正されておりますのは、総計192人分の合計といたしまして5,254万4,000円少なくなったと、減額ということで提案されておるわけでございますけど、これは12月31日現在ということでとっていいんか、それとも今年度いっぱいといいますか、3月31日現在をもってか、その辺だけお尋ねしておきます。以上です。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 11番議員の御質問で17ページの給与費の明細でございますが、今回の補正によりまして、一般会計におきます人件費につきましては5,254万4,000円の減額をさせていただきましたが、こちらにつきましては少し御説明いたしますが、4月1日現在の職員からしまして、それぞれ今回12月に行われました給与の改定も含めまして、それぞれの増減を算出いたしましたして来年3月31日までの見込みをもって算出した結果、このような減額となったものでございますので御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を……。

〔発言する者あり〕

先ほどのあれですね、5年間のデータのあれを、資料を答弁にかえるということですね。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 先ほど6番議員の庁舎建設基金並びに福祉基金の5年間の積み立てでございますが、庁舎建設基金につきましては、平成18年度はゼロ円でございます。平成19年度につきましては1億円、平成20年度につきましては1億45万1,000円、平成21年度につま

しては8,978万7,000円、平成22年度につきましては1億33万2,000円でございます。

次に福祉基金でございますが、こちら平成18年度につきましては4万7,000円、平成19年度につきましては31万2,000円、平成20年度につきましては59万9,000円、平成21年度につきましては51万9,000円、もとい平成21年度につきましては59万9,000円でございます。平成22年度につきましては25万6,000円でございます。以上でございます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はよろしいですね。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第50号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第51号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第51号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第51号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第52号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長(広瀬文典君) 日程第3、議第52号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第52号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第53号 平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議長(広瀬文典君) 日程第4、議第53号 平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第5 議第54号 平成23年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)

議長(広瀬文典君) 続いて日程第5、議第54号 平成23年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

5番(藤埴理君) 委員会外のことですのでお尋ねをいたします。

委員報酬の増加についての理由の説明をよろしくお願いたします。

議長(広瀬文典君) 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長(中村繁範君) 5番議員の御質問にお答えをいたします。

委員報酬の不足分についてでございますが、委員報酬で85万7,000円ということでございますが、委員報酬、これは15名分でございますが、それぞれ所要額に不足が来したための増額でございますので御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長(広瀬文典君) 5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

5番(藤埴理君) 審査会の開催回数等を教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長(広瀬文典君) 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長(中村繁範君) 審査会の開催回数でございますけれども、年間の審査会数は今把握しておりませんが、審査会は月に何回でしたかね、毎週、週1回ということで開催をしておるところでございます。御理解を賜りたいと思います。

議長(広瀬文典君) 休憩とって調べる。きちんと答弁したってください。

〔発言する者あり〕

しばらく休憩をとります。

〔発言する者あり〕

午前9時28分 休憩

午前9時44分 再開

議長(広瀬文典君) 再開いたします。

先ほどの5番議員、藤埴理議員の質疑に対する答弁の続きを求めます。

副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 5番議員の御質問に対しまして、明確な回答ができませんでした。まことに申しわけなく思っております。

回数及び補正の理由につきましては、それぞれ所管から説明を申し上げますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 5番議員の御質問で、先ほど健康福祉課長の方からこの委員の報酬について不足があったということで、補正をお願いするという回答であったわけですが、ここ節の中でも給料について補正を組ませていただいておりますが、実を言いますとこれにつきましては、委員報酬から一時的に給料の方に流用をさせさせていただいたというのが不足を来した原因でございます。と申しますのは、この不破郡介護認定審査会につきましては関ヶ原町と共同設置をしておるものでございます。もとよりこの給料につきましては、不足が生じた場合について専決処分等を行えばよかったですわけですが、いかんせん、この部分につきましては、関ヶ原町との協議も必要になってくるというような背景もございまして、今回関ヶ原町との協議を行いまして、12月補正でということで行いました。そういった背景から一時的に給与から流用させていただきました。そういった観点で不足を生じたものでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） それでは私の方からは、5番議員の年間何回開催しておるんかということについてお答えをさせていただきます。

平成22年度の実績は年間で48回でございます。平成23年度につきましても48回の予定で、ただいま進めておるところでございます。また、人数でございますけれども、3合議体がございまして、5人ずつの計15人でそれぞれ審査を行っておるところでございます。御理解を賜りたいと思っております。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 平成23年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、これを原案の

とおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第55号 平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第55号 平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 次に日程第7、議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 平成23年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成23年第6回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時51分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 小 林 敏 美

会議録署名議員 衣 斐 弘 修